

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目次

### 告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 一
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 一
- 道路の供用開始 (道路課) 二

ページ

### 告 示

○宮城県告示第千四十九号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五一〇〇九四〇	ケアパートナー・グループ 仙台市青葉区吉成一丁目十一番三十五号	居宅介護 重度訪問介護	特定非営利活動法人 グレース	平成二十年十一月一日

### ○宮城県告示第千五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業曲袋地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十

七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十年十一月十八日から平成二十年十二月十七日まで
- 三 縦覧場所  
登米市役所及び登米市中田総合支所

### ○宮城県告示第千五十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。  
平成二十年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日  
平成二十年十一月五日
- 二 商号又は名称等

株式会社白岩建設	遠田郡涌谷町字六軒町裏百九十一・一	般・特・十七 第六百五十九	一部廃業 一般建設業	平成二十年十月二日
株式会社木政 木村 廣英	多賀城市明月一丁目五十二	般・特・十八 第四百三十四	全部廃業 特定建設業 土木工事業 建築工事業 石工事業 土工事業 土工事業 造園工事業 水道施設工事業 一般建設業 防水工事業	平成二十年十月七日

有限会社八木山 安藤 稔	株式会社マルシ 齋藤 眞之	株式会社岡本工 務店 孝	高友組 高橋 顯輔	内田建設株式会 社 内田 守	株式会社小野良 建設 小野寺 良隆	株式会社ウジイ 工務 菊田 昭	白岩 敬子
仙台市太白区若葉町十 六・十八	東松島市牛網字下四十 八三十八・一	登米市中田町石森字室 木百六十	大崎市鳴子温泉字鷲ノ 巢十八	仙台市若林区大和町二 丁目六・十三	栗原市金成沢辺町沖二 百二十三	石巻市門脇町一丁目十 三・十	
般一十七 号第一万九百八	般一十七 号第七千七百十	般一十九 号五千八百八	般一十七 号二千六百九	特一十八 号四千四百十五	特一十七 号九百四十五	般一十八 号五千五百十三	号
全部廃業 一般建設業 建築工事業	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 一般建設業 造園工事業	全部廃業 特定建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 一般建設業 造園工事業	全部廃業 特定建設業 土木工事業 ほ装工事業 とび・土工事業 一般建設業	全部廃業 特定建設業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 塗装工事業 内装仕上工事業	一部廃業 特定建設業 管工事業	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業 水道施設工事業 一般建設業 管工事業	建築工事業
平成二十年 十月六日	平成二十年 十月十四日	平成二十年 十月三日	平成二十年 十月七日	平成二十年 十月二日	平成二十年 十月九日	平成二十年 十月十四日	

三星工業株式会社 諸星 弘	黒川郡富谷町鷹ノ杜一 丁目九・二十四	般一十六 号一万八八	全部廃業 管工事業	平成二十年 十月二日
明成興業株式会社 岩下 壽	仙台市青葉区中山吉成 一丁目七・六	般一十六 号一万二千	一部廃業 建築工事業	平成二十年 十月一日
東翔株式会社 佐々木 次郎	仙台市青葉区木町通二 丁目二・十一	般一十九 号一万三千六	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年 十月三日
幸大建設株式会社 赤川 孝博	仙台市太白区ひより台 四一・五	般一十五 号一万五千三	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業	平成二十年 十月九日
ITO建築コン サルタント 伊藤 清之	大崎市古川中里五丁目 十・五十七	般一十六 号一万五千四	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年 十月九日
株式会社リテッ クス 平塚 宏	仙台市宮城野区安養寺 三丁目十二・三	般一十六 号一万五千五	一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十年 十月七日
仙台ヨーコー株 式会社 下村 弘之	仙台市太白区西中田一 丁目九・三	般一十五 号一万七千三	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年 十月十四日
有限会社相馬建 設 相馬 金一	角田市君萱字谷地百六 十四・一	般一十五 号一万七千五	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業	平成二十年 十月七日
有限会社マルキ 工業 三樹三郎	仙台市太白区緑ヶ丘四 丁目一・十五	般一十五 号一万七千九	一部廃業 一般建設業 土木工事業	平成二十年 十月七日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十一月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県道	道路類の
大衡落合線	路線名
黒川郡大衡村大衡字鑑沢二番二〇地先から 同村松の平二丁目三九番二地先まで	供用開始の区間
平成二十年十一月十一日	供用開始年月日